

「消費生活相談員資格の法的位置付けの明確化等に関する検討会」について

平成 23 年 10 月
消費者庁地方協力課

1. 趣旨

消費生活相談業務の一層の質の向上と体制の整備を図るため、消費生活相談員（以下「相談員」という。）の資格の法的位置付けの明確化等に向けて検討を行うこととする。これにより、都道府県及び市町村（以下「自治体」という。）において相談員が専門職として適切な評価を得られ、ひいては消費生活相談員の待遇改善に資する。

なお、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号）附則第4項において、「消費生活相談員の待遇の改善（中略）について所要の法改正を含む全般的な検討を加え、必要な措置を講ずるものとする」とされている。

2. 検討事項

- ①相談員の役割・職務、相談員に求められる知識・技能・経験等とそれを反映した資格制度の在り方の検討
- ②相談員資格制度の運営の在り方（資格付与の実施主体等）の検討

3. 進め方

平成 23 年 10 月以降開催し、平成 24 年春を目途として取りまとめ。

- | | |
|-------------|---|
| 第 1 回 | ・相談員資格に関するこれまでの議論の経緯と現状の把握、
・自治体の消費生活相談等の事務及び消費生活センターの機能の整理を踏まえた論点整理 |
| 第 2 回～第 3 回 | 関係者からのヒアリング（自治体等） |
| 第 4 回以降 | 取りまとめに向けた議論 |

4. 運営要領

- ・座長は、検討会委員の互選により定める。
- ・座長は、検討会の進行を務める。
- ・座長は、必要に応じ、適当と認める者を、検討会に参加させることができる。
- ・本検討会は、原則公開とし、議事録及び配布資料は消費者庁のホームページにて公表する。
- ・上記以外に検討に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。
- ・本検討会の庶務は、消費者庁地方協力課が処理する。